

令和4年度新型コロナウイルス感染症後方支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症から回復したものの、引き続き入院管理が必要な患者等の転院を受け入れる医療機関（以下、「後方支援医療機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度新型コロナウイルス感染症後方支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、転院の受け入れを促進し、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために、病床単位で指定する医療機関及び患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関（以下、「受入医療機関」という。）の病床の確保及び負担軽減を図る。

(補助事業及び補助金の基準額)

第2条 補助事業及び補助金の基準額は、次のとおりとする。

- 1 退院基準(令和3年2月10日付け健感発0210第3号第1に基づく「退院に関する基準」をいう。)を満たした日以降に転院を受け入れた場合

補助事業	補助金の基準額
受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者が新型コロナウイルス感染症から回復したものの、引き続き入院が必要な場合における転院の受け入れ（ほかの受入医療機関が転院を受け入れる場合を除く。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。※年度途中で受入医療機関となった医療機関については、受入医療機関に指定された日の前日までの転院の受け入れを対象とする。）	入院患者1人当たり300千円

- 2 退院基準を満たす前に転院を受け入れた場合

補助事業	補助金の基準額
受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者のうち、新型コロナウイルス感染症としての重症化の恐れがなくなったもの（医師に入院治療のない軽症であると判断された場合等）の、引き続き入院が必要な場合における転院の受け入れ（ほかの受入医療機関が転院を受け入れる場合を除く。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。※年度途中で受入医療機関となった医療機関については、受入医療機関に指定された日の前日までの転院の受け入れを対象とする。）	入院患者1人当たり500千円
	入院を受け入れるために休止とした病床（入院を受け入れた日を起算として退院基準を満たした日の前日までの日数に限る。） ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり41千円/日 ・上記以外の場合 1床当たり16千円/日

(補助金の交付申請及び請求)

第3条 後方支援医療機関は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書及び請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書及び請求書の提出をもって替えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第5条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年6月10日 4医対第296号)

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第2号の改正は、令和4年7月21日から適用する。